

高額医療・ 高額介護合算 療養費制度の お知らせ



●高額医療・高額介護
合算療養費とは
医療にかかった費用や介護にかか
った費用の自己負担額が高額になっ
たとき、医療保険では「高額療養費」、
介護保険では「高額介護（予防）サ
ービス費」として自己負担額の一部
が支給されます。
しかし、「高額療養費」や「高額介
護（予防）サービス費」の支給を受
けても、なお多くの負担がかかる場
合があります。そのような世帯の負
担を軽減するため、両方の自己負担
額を合算して一定額を超えた分を「高
額医療・高額介護合算療養費」とし
て支給します。

医療費が高額になった場合

(国保・後期高齢者医療保険・社保など)
月の限度額を超えた自己負担額が「高額
療養費」として支給されます。

介護サービス費が高額になった場合 (介護保険)

月の限度額を超えた自己負担額が「高額
介護（予防）サービス費」として支給さ
れます。

●高額医療・高額介護 合算療養費とは

同じ医療保
険の世帯内
で医療費と
介護サービ
ス費を合算

医療費と介護サービス費の合計が 高額になった場合

それぞれの月額の限度額を適用したあと、残る自己負担額を同じ医療保険加入者で合算して世帯の自己負担額の年額を計算します。それが1年間の限度額を超えた分を「高額医療・高額介護合算療養費」として支給します。

●計算方法は?

介護保険受給者がいる世帯で、医
療費と介護サービス費の自己負担合
計金額が、1年間（毎年8月分から
翌年7月分）の所定の限度額（左表
参照）を超える世帯が支給の対象と
なります。

平成30年8月～令和元年7月までの限度額

所得区分	所得	70歳未満
住民税 課税世帯	901万円超	212万円
	600万円超 901万円以下	141万円
	210万円超 600万円以下	67万円
	210万円以下	60万円
	住民税非課税世帯	34万円

所得区分	70歳以上または 後期高齢者医療保険加入者
現役並み所得者Ⅲ	212万円
現役並み所得者Ⅱ	141万円
現役並み所得者Ⅰ	67万円
一般	56万円
区分Ⅱ	31万円
区分Ⅰ	19万円

▼国民健康保険、後期高齢者医療保 険の加入者

基準日（7月31日）に国民健康保
険、後期高齢者医療保険に入りして
おり、支給対象となる世帯には、2
月末までに通知書を送ります。内容
を確認し、国保年金課窓口で申請し
てください。

なお、平成30年8月～令和元年7
月に医療保険を異動した人や他市町
村から転入した人は、以前の受診履
歴が把握できないため、通知できな
い場合があります。詳しくはお問い合わせ
ください。

●申請方法

- ・医療費と介護サービス費の自己負
担額のいずれかが0円の場合は、
支給対象となりません。
- ・計算の結果、支給額が500円を超
えないとときは支給されません。

▼計算上の注意点

- ・入院時の食事療養費や差額ベッド
代などは計算対象になりません。
- ・70歳未満の人の医療費の自己負担
額は、1か月に1医療機関に対し
て2万千円以上のものが対象とな
ります。

▼社会保険などの加入者
申請方法などの詳細は、加入して
いる社会保険などにご確認ください。